

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会
ポジティブ・アクションワーキング・グループ（第8回）
議事録

内閣府男女共同参画局推進課

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会
ポジティブ・アクションワーキング・グループ（第8回）
議事次第

日 時：平成23年10月28日（金）10:00～11:46

場 所：中央合同庁舎4号館123会議室

- 1 開会
- 2 最終報告の取りまとめに向けた検討
- 3 閉会

○今野座長 それでは、時間ですので、第8回のワーキング・グループを開催いたします。

本日は、鹿嶋委員、碓井委員、岡本委員、黒瀬委員、東村委員、辻村委員が御欠席です。

最初に、事務局の人事の異動がありましたので、御紹介いたします。木下総務課長と小林推進課長が新たに着任されましたので、一言簡単にごあいさつをいただけますか。

○木下総務課長 8月から総務課長をやっております木下と申します。先生方に大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林推進課長 10月1日付で推進課長になりました小林と申します。御指導をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○今野座長 それでは、議事に入ります。

まず、事務局から今後の進め方と資料等について説明をお願いいたします。

○梶村課長補佐 今後の進め方につきましては、7月にとりまとめました中間報告を踏まえまして、年度後半は、政治分野におけるクォータ制等の検討に資する具体的事例等の提示、公共契約を通じた雇用分野の女性の参画拡大のさらなる推進方策の2点について、本ワーキング・グループで御検討いただきまして、12月には最終報告をとりとめたいと考えております。

最終報告は7月にとりまとめました中間報告に今後御議論をいただきます、政治分野、公共契約における検討結果を加筆修正し、整理していきたいと考えております。

まず、お手元の資料の確認です。資料1としまして「政治分野におけるポジティブ・アクション」、資料2としまして「公共契約における男女共同参画の推進方策の検討について」を配付しております。本資料案のうち、政治につきましては辻村委員、小林委員、公共契約につきましては碓井委員の御意見もいただきながら作成しております。

次に、参考資料といたしまして、日本学術会議に10月12日付で「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策の審議について」という文書で審議依頼を行いましたので、その写しの方を参考に配付しております。こちらは中間報告にも、科学技術・学術分野の具体的な推進方策の中で盛り込んでいたものでございます。

最後ですが、内閣府男女共同参画局で作成しましたパンフレットを参考に配付しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野座長 それでは、引き続いて、資料1の説明をお願いします。

○井上課長補佐 それでは、引き続きまして、資料1「政治分野におけるポジティブ・アクション」について、私から説明いたします。

お手元の資料1「政治分野におけるポジティブ・アクション」をごらんください。この資料の全体的な構造としましては、さまざまな政治分野におけるポジティブ・アクションの具体的な事例を各国ごとに整理したものになっております。

「1. 政治分野におけるポジティブ・アクションの種類」。政治分野におけるポジティブ・アクションには2つ目的が主にありまして、1つは女性議員を増やすことを目的としたも

の。もう一つは、政党の内部における役員等の女性の参画拡大を目的としたものに分類することができます。

また、ポジティブ・アクションの手法といたしましては、ゴール・アンド・タイムテーブル方式、政党助成金によるインセンティブの付与、クオータ制など、さまざまなものがございます。

以下は、それぞれの手法について具体的な事例を御紹介いたします。

「2. 諸外国の政治分野におけるポジティブ・アクションの例」について説明いたします。

「(1) 女性議員の増加を目的としたもの」を紹介しております。

まず手法として、クオータ制。こちらは政治分野においてしばしば用いられるポジティブ・アクションの手法でして、世界の国政レベルで行われているクオータ制の種類を1～2ページにかけて3つ紹介しております。

1つ目がA、議席割当制。これは議席のうちの一定割合の数を憲法、法律などで定めているもの。

2つ目がB、憲法または法律のいずれかによる候補者クオータ制。これは議員の候補者名簿のうちの一定割合を女性が占めるようにすることを憲法や法律で定めているものになります。

3つ目がC、政党による自発的なクオータ制。こちらは政党が党の規則などによって、議員候補者の一定割合を女性とするというのを自発的に定めたものになります。

今、申し上げたこの3つのいずれかを導入している国は、世界で 87 か国ございます。この 87 か国の内訳につきましては、今年の6月に出ました平成 23 年版の男女共同参画白書で掲載しております。

2 ページ、世界地域別・クオータ制の種類別のクオータ制の導入国数を表にまとめております。アフリカ、アメリカ大陸、大洋州、アジア、欧州の5つの地域でそれぞれ議席割当制、候補者クオータ制、政党による自発的クオータ制を何か国ずつ導入しているかというものをまとめた表になります。この表によりますと、議席割当制はアフリカで非常に多く導入されているということですか、あとは政党による自発的クオータ制がヨーロッパで多く導入されている傾向などが見てとれると思います。

続いて、個別の国の具体的な制度の内容について御説明いたします。3 ページをごらんください。

「(ア) 議席割当制」の例について、ルワンダの例を載せております。ルワンダは国会議員に占める女性割合が 2011 年 7 月 31 日現在、世界で第 1 位となっております。ルワンダでは憲法であらゆる意思決定機関の構成員の少なくとも 30%を女性とするということが定められておりまして、国会議員についても下院議員 80 名のうち、24 名を女性とするということが定められております。現在、ルワンダの国会議員の女性比率は 56.3%となっております。これは割り当て以外の部分でも女性が選出されているために、30%よりも高い

数字になっております。

続いて「(イ) 候補者クォータ制」の例について、フランス、韓国の例を御説明いたします。

フランスでは、パリテ法という法律によって比例代表制が取られている上院議院選挙では、候補者名簿の登載順を男女交互とするということが定められております。また、下院議員選挙では小選挙区制が取られておりまして、こちらについても政党の候補者を極力男女同数に近づけるために、各政党の男女の候補者の比率の差が2%を超えた場合には、制裁として助成金が減額されるということが法律によって定められております。

続いて、韓国の例について御説明いたします。韓国では小選挙区比例代表並立制が取られておりまして、現在は公職選挙法によって候補者に占める女性割合を50%とすること、かつ、奇数順位を女性とすることが定められております。

4 ページ、韓国では小選挙区の候補者について、各政党に対し30%を女性とするという努力義務が課されております。女性の候補者の比率に応じて補助金が支給されるという制度も導入されておりまして、こちらは詳細については別紙1ということで9ページをごらんいただけますでしょうか。こちらで女性候補者比率に応じた補助金の支給の仕組みについて、図で説明しております。

簡単に申し上げますと、この補助金の支給額が有権者数×100 ウォンと予算を計上するような形で決まっております。それをどのように配分するかを女性候補者比率によって決めております。一番上の図から順に説明いたしますと、女性候補種比率が30%以上の政党がある場合には、その30%以上の政党だけに対して基準枠の100%のうち半分を各党の議席率、もう半分を各党の得票率に応じて配分するということになっております。

続いて、2つ目の●ですが、女性候補者比率30%以上の政党がなく、15~30%未満の政党がある場合には、基準額の半分に当たる額を女性候補者比率15~30%未満の政党に対して配分するとなっております。また、女性候補者比率15%以上の政党がない場合には、5~15%未満の政党に対して基準額の30%の額を配分するという仕組みになっております。

戻っていただきまして、4ページをごらんください。続いて、政党による自発的クォータ制の各国の例について御説明いたします。これは先ほどごらんいただきました表にもありましたように、ヨーロッパで非常に多く取られている手法になりまして、ここで紹介している例もスウェーデン、ノルウェー、ドイツとヨーロッパの国々になっております。

まず1つ目、スウェーデンの例について御説明いたします。スウェーデンの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制が取られておりまして、社会民主党は、男女が交互となるようにする。左党は、候補者名簿のうち女性を50%以上とする。環境緑党は、候補者名簿のうち男女の数がそれぞれ50%±1名以内にするといったクォータ制が導入されております。

このパターン2、パターン1という分け方につきましては、10ページの別紙2をごらんいただけますでしょうか。この別紙2におきまして、政党の自発的なクォータ制の種類を

3つに分けております。

パターン1が、名簿に占める男女の割合のみについて定めているパターンになります。スウェーデンのように拘束名簿式の場合には11ページにありますように、あらかじめ候補者の名簿に1位から順位が付いておりまして、あらかじめそれぞれの順位の方がどなたかが決まっております、そのうちの半分を女性にするということであれば、男性が半分、女性が半分になると名簿をあらかじめつくるというものになります。

パターン2が名簿の登載順を男女交互とするもの。これは12ページに例を2つ載せておりまして、男女交互とあるので1位から男性、女性、男性、女性となっているパターンと、Fのように女性、男性、女性、男性というパターンの2つが考えられます。また、パターン3が名簿の登載順を男女交互、かつ女性を奇数順位とするものということで、これは12ページのFのパターンになります。

このFのパターンは女性が必ず1位に来るというもので、パターン1からパターン3まで見ていきますと、パターン1は割合のみが定められているものになりますので、政党がどのような名簿をつくるかという裁量の幅は比較的大きくなっております。それに対してパターン3の登載順は男女交互、かつ女性を奇数順位とした場合には、女性から始まるFのような名簿の一つのパターンに限られるとなっております。

資料の5ページに戻っていただけますでしょうか。ノルウェーとドイツの例につきましても、今、別紙2で御説明をしたような、それぞれどのパターンに当たるかを書いております。

例えばノルウェーでは労働党が候補者名簿における男女の割合をそれぞれ50%とするとともに、上位2名には男女双方が含まれるようにするとしておりまして、この場合は上位2名には必ず男女双方ということになりますので、1位、2位は男性、女性か、女性、男性かというパターンに限られるものの、その他については男女50%であれば、自由につくることができるというものになります。ノルウェーではその他の政党では、男女の割合をそれぞれ40%以上とするという裁量の幅の大きいパターン1の例がとられております。

ドイツでも各政党がさまざまなパターンを取っておりまして、割合だけを定めているキリスト教民主同盟、候補者名簿を男女交互かつ奇数順位を女性とするというパターンを取っている緑の党、社会民主党も割合のみを定めております。自由民主党の例も載せているのですが、これは候補者名簿ではなくて、女性議員を増やすことを目的として、経験のある女性議員が若手を育成するメンタリング・プログラムを行っているのですが、そこで受け入れる実習生のうち3分の2を女性とするということを定めております。

続いて、6ページの英国の例について御説明いたします。英国では小選挙区制度が取られておりまして、2つの制度が導入されていたことがございます。1つ目が、女性単独候補者制というものでして、これは引退議席の半分と労働党が有利な選挙区のうち、半分については候補者を女性のみとするというものになります。この女性単独候補者制につきましては、導入された当時、性差別禁止法に照らして違法という判断がなされたのですが、

その後、法律が改正されたことによって適法に実施することが可能になっております。

もう一つは、ツイン方式という方法でして、これは隣接する2つの選挙区を一くくりとみなしまして、一方の選挙区で女性候補者、もう一方の選挙区で男性候補者を立てるという方式になっております。

続いて、クォータ制以外のものの例について御説明いたします。ここでは米国の例について紹介しております。

米国では、政治活動委員会という民間の選挙支援組織が非常に発達しておりまして、この選挙支援組織の中で女性候補者の支援を目的とする団体があります。このうち民主党の女性候補者の支援を行っているエミリーズ・リストという支援団体がありまして、この支援団体の援助を受けて当選した女性議員は1995年の団体設立以来、上院議員15名、下院議員85名に上ります。この選挙支援組織の活動はいろいろありますが、例えば女性の州議会議員を対象に議員活動や政策策定のための学習機会の提供、あとは若い女性を対象とした研修などを行っております。

以上が議員を増やすことを目的としたポジティブ・アクションの御紹介になります。

続いて、政党内部における女性の参画拡大を目的としたポジティブ・アクションの例について御説明いたします。

政党内部における女性の参画拡大は、党執行部の男女比率を増やすための手法としても、クォータ制が用いられている例が見られます。諸外国の例を見ますと、党則などで一定以上の女性割合を党執行部に入れるというようなことを定めている政党が見られまして、スウェーデン、ドイツなどでそういった例が見られます。また、政党内部におけるクォータ制の特徴としまして、議員候補者名簿におけるクォータ制に先立って導入される傾向が見られます。具体的な各国の政党がどのように候補者名簿におけるクォータ制を導入していたのかということですか、政党内部におけるクォータ制を導入していたのかを書いております。

続いて「3. 日本の政党における女性の参画拡大に向けた取組」について御紹介いたします。

2までで諸外国における取組み例を御紹介したのですが、日本の政党においても、政治分野における女性の参画拡大に向けて、さまざまな取組みが行われております。

まず1つ目が、女性の新人候補者を対象とした支援金の支給。これは8ページに例1ということで具体的な取組み例を書いております。これは女性の新人候補者に対して当選後に男女共同参画社会づくりを進めることや、女性候補者の支援基金の一員として、具体的に活動に参画することなどの条件を満たす場合に、女性の新人候補者に支援金を支給するという取組みになっております。

7ページの2つ目が、党の意思決定を行う機関に女性を必ず1名は入れるというもので、これは政党内部における女性の参画拡大に向けた取組みの一つになります。こちらについては8ページで具体的に書いておりますように、党則においてクォータ制の原則を定めた

上で、党の執行機関に女性を少なくとも1名は入れるということを取り組んでいる例のほかに、特に党則などで定めていないものの事実上、党の意思決定機関には女性を1名入れるという運用を行っている例という2つが確認されております。

3つ目が、女性の国会議員、地方議会議員立候補予定者などを対象とした政策などの勉強会の実施というものか行われております。3つ目につきましては、複数の政党で行われています。

以上が資料1の説明になります。

○今野座長 ありがとうございました。

議論をしていただく前に、資料1の性格ですけれども、一番最初に説明がありましたように、中間報告を既に出しておりますので、その中に追加する部分として、政治分野においては国内外の事例を整理して提示をして、それを中間報告に追加をして最終報告を作成していくという位置づけです。

そうすると、この資料1は議論の一番の中心点はかなりテクニカルで、ここに入っている情報が不正確か、追加すべき情報がほかにあるか、あるいはわかりやすくするためには、こうしたらいいかということが中心的な論点になるということです。本当はそういう程度であればメールでもいいかなという感じもしないではないですが、そういうことで御意見をいただければと思います。

これは事前に何人かの先生には見ていただいているということですね。

○梶村課長補佐 見ていただいています。

○小林推進課長 辻村先生と小林先生の方にも。

○小林委員 私は意見を申し上げましたが、全く反映はされていません。

○今野座長 ポジティブ・アクションは、男女共同参画を進めるには、こういうことをすべきという意見については、ここには全く載っていないという趣旨ですか。

○小林委員 今日のお話を伺って幾つか違和感を感じました。

第1点は、今日の話が政治分野におけるクォータ制について議論をするというお話です。政治分野におけるポジティブ・アクションについて議論をするというなら、わかります。なぜそれをクォータ制の限定をしているのかが、私には理解ができません。クォータ制に反対ではありません。クォータ制には賛成です。しかも目標値としては、これはもう再三申し上げておりますが、有権者の比率が男女半々、少なくとも平均寿命を考えれば、女性有権者の方が多いわけですから、国会議員は国民の代表であるならば、少なくとも女性の国会議員は50%を超えるべきである。少なくとも目標値は、それを私は目標値にすべきだと思っております。

しかし、同時にそれがクォータ制だけで達成できるとお考えなのかどうか。私はクォータ制だけではそれを達成することは難しいということを現実に、さまざまな客観的なデータに基づいて、ずっと報告をしてきたつもりです。しかし、とりまとめになると、必ずすべて抜けてしまう。中間報告でまたそれを戻す。しかし、また抜ける。また今回も抜ける。

初めからクォータ制ということが出口で決まっているならば、そのように言っていただいた方が私としても助かります。もうそれ以外の議論はしないようにいたします。

お尋ねをしたいのは、まずポジティブ・アクションの方法で、女性の議員を増やすことを目的にするものということと、政党の内部における女性の参加拡大を目的にしたものと限定をされていますが、男女共同参画会議では、ポジティブ・アクションはそういうふうにとらえられていらっしゃるのでしょうか。女性議員を増やすことは当たり前だとしても、ポジティブ・アクションというのは、単に増やすという数合わせの問題なのでしょうか。そのことを通じて男女共同参画をしていく、そういう社会を実現することが目的ではないのでしょうか。

もし数合わせをするのだったら、例えば各政党のトップの人たちはほとんど男性です。この人たちが自分の気に入るような女性議員を並べて、拘束式比例代表にすれば、そういう人たちは当選をいたします。そういう人たちによって男女共同参画社会は実現できているのでしょうか。つまり、そういう制度を取っている国は既にあります。例えば韓国の比例代表制は拘束名簿式であります。拘束名簿式で当選した韓国の女性議員たちが男女共同参画社会の実現に向けて、どれだけの活動をされているのでしょうか。そういう話も私はずっとしてきたつもりです。

まずお尋ねをしたいのは、例えば女性の国会議員は世界で上位 15 か国を並べたときに、クォータ制を取っている国は何か国あるのですか。これは私がずっと報告をしてきたから、多分御存じだと思います。例えば法律クォータを取っている国は何か国ありますか。政党クォータを取っている国は何か国ありますか。私がお話をしていると思いますので、御存じだと思います。

○小林推進課長 資料の御説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○今野座長 その前に、私は政治分野は素人なので、忘れてしまったのかもしれないけれども、先ほど言われたポジティブ・アクションを考える場合、何でクォータ制にのみ限定するんですかというお話でしたね。選挙制度についてはお話になっていましたが、ほかにどんなことをイメージされているんですか。

○小林委員 たくさんの報告をさせていただいたと思いますが、もし 1 点に絞るならば、選挙制度の問題であります。

○今野座長 何かありますか。

○小林推進課長 小林委員の方から事前に御意見をちょうだいして、一応これは反映したつもりでございまして、私どもの説明が悪かったのかもしれないと思いますが、ポジティブ・アクションはクォータ制だけではないということは私どもも十分認識をしております、ここで書いてございますのは、そのポジティブ・アクションというのはいろいろなやり方がありますねということで書いたもので、「(1) 女性議員の増加を目的としたもの」の中にクォータ制だけではなくて、6 ページで「イ クォータ制以外のもの」ということで整理をさせていただいております。

ここでアメリカの例を出させていただいておりますけれども、これはクオータ制以外のやり方でやっているものがあるということと、あとは日本の政党における女性の参画拡大に向けた取組みの中でも、これはクオータ制だけではなくて、支援金の支給とか勉強会みたいな話もここで書かせていただいておりますので、特にクオータ制だけを取り出したものではないという認識でつくらせていただいております。

○小林委員 本日の冒頭で、政治分野におけるクオータ制について議論するというお話でしたので、そのように私は質問させていただきました。ということは、政治分野におけるクオータ制以外にも議論をしてよろしいのですね。

○小林推進課長 中間報告の宿題というのが、政治分野のクオータ制を始めとしたポジティブ・アクションについて事例を整理しろということがだと考えてございますので、クオータ制に限らず政治分野のポジティブ・アクションについて、資料をまとめたつもりでございますし、範囲としてはその分野で御議論をいただければと思います。

○小林委員 そうしますと、冒頭の御説明と違ってきますけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○小林推進課長 失礼いたしました。

○今野座長 資料1の表題はポジティブ・アクションと書いてあるからね。

○小林委員 ということは、冒頭の説明は違うということですよ。

○小林推進課長 申し訳ございません。この中間報告の表題に沿って申し上げたので、クオータ制等の検討に資する具体的例示の提示というのがもう既に出されている中間報告で、「等」が入っていますので、この「等」の中にひっくるめて、全体としてはポジティブ・アクションだと御理解をいただければと思います。

○小林委員 私は文章の話をしておりません。冒頭の御発言の話をしています。そこでは等は入っておりませんでした。

○今野座長 いずれにしても、私が一番最初に言いましたように、この位置づけは国内外の事例を整理する。その事例について、こういう形で整理をしていただきましたが、事例として何かほかにもっと有効な情報提供をすべきものがあれば、追加をするということだと思います。

○小林委員 ですから、私が申し上げているのは、これは全部アウトプットの話です。アウトカムではないです。ここに挙がっているものが有効であるとお感じであるならば、例えばここで挙げられている国は、女性の国会議員の比率はとても高いはずですよ。では、フランスの女性国会議員は何%ですか。

○今野座長 したがって、私としては先ほども言いましたように、これ以外にこういう有効な事例とか提供すべき情報があるということであれば、言っていただいて、それで追加するかどうかを考えるということだと思いますので、どうするかな。小林さん、追加したい事例はいっぱいあるんでしょう。

○小林委員 4月以降、何度も申し上げて、何を言っても必ずクオータ制以外抜けるので

す。結論から申し上げます。フランスは女性の国会議員は 18.9%しかありません。

韓国はこの事例ではすごく優等生に取り上げられておりますけれども、非常に少ないです。補助金制度を入れても、実際の補助金制度をほとんどの政党は利用しません。あえて言うとも 35%を超えていませんが、民主労働党だけが利用するだけで、あとはほとんど導入前と導入後で変わってはおられません。あるいはイギリスはどうでしょうか。イギリスも事例として挙げられていますが、22%です。

アメリカも P A C を挙げられてはおりますけれども、だからと言って決して高いわけではありません。女性国会議員で世界の上位 15 か国を見れば、法律クオータを入れているのは 3 分の 1 しかありません。政党クオータを入れているところも 3 分の 1 しかありません。入れていないところも 3 分の 1 あります。つまり有意ではないわけです。

逆の選挙制度について言いますと、15 か国中 14 か国が比例代表を取っています。取っていない残りの 1 か国はキューバ、つまり社会主義で女性の国会議員が高いということです。ですから、クオータに反対をしているわけではないですが、それだけでは有効に機能しないということを何か月申し上げても、最終的にはほとんど入らない。今回もほとんど入らない。ですから、もうポジティブ・アクションということではなくて、クオータ制プラス P A C の話があるのかもしれませんが、そういうことで議論するということでお考えであれば、これ以上その方針に反対するつもりもありません。それでどうぞお進めていただければと思います。

○今野座長 小林さんは先ほどアウトプットとアウトカムという言葉を使っていたんですけれども、小林さんは女性議員数の構成をアウトカムと言っているわけですね。

○小林委員 そうです。

○今野座長 ここでは、クオータ制を中心にして、そのアウトカムを上げるための一分野の仕組みの例示として出したんですね。でも、それがあつたからと言ってアウトカムが必ずしも上がるとは限らない。世界はそういう現状があるので、例えば 1 例ですが、選挙制度、ほかにあってもいいですけども、そういう違う仕掛けとセットでいかないと、アウトカムは高まりませんよということをおっしゃりたいわけですね。

○小林委員 1 点目はそうです。2 点目は、ただ単に数を増やすだけではなくて、その人たちが本当に男女共同参画のために活動してくれるような国会議員でなければならないわけです。それは勿論、男性でも私はいいと思いますが、同じ女性の国会議員であっても、そういう国会議員であるかないかを選ぶのが、党の幹部であるのがいいのか、それとも国民、有権者であるのがいいのか。私は後者の方ではないかということを実は膨大な国会の議事録とか、そういうものの内容分析をした結果も含めて、お示しをしてきたつもりです。

あるいは各候補者が出した選挙公約を膨大に集めて、内容分析をして、その結果も統計的に処理してお示ししてきたつもりです。しかし、そういうものはどうも全くすべて情報整理からは抜けてきているということになります。

○今野座長 どうぞ。

○渥美委員 余り話を難しくさせたくはないのですが、アウトプットとアウトカムでおっしゃっていますが、私のイメージでは今、小林委員がおっしゃっている女性議員が増えたからと言って、アンチ男女共同参画みたいな男性、女性以上に保守的な男性に気に入られるような女性たちが増えても、男女共同参画の推進にはならない。これはおっしゃるとおりだと思いますけれども、だとするとアウトプットが女性議員の比率であって、アウトカムはそもそも男女共同参画の実現ではないんですか。

もう一つが、私はおっしゃるとおり、企業でも同じで、上の女性たちが下の女性たちに厳しいところがあって、男性以上にばりばり働いているから、かなり優秀な女性たちであるのですが、そうすると結果的に余り数字が上がってこないということも問題意識として持って共感するのですが、そもそも政治システムとして、この人は男女共同参画にアンチな女性だからとかいう線引きは、システムとして何か可能なのでしょうか。アウトカムを向上させるためのシステムはあり得るのでしょうか。

○小林委員 こういう議論を私はここでしたいのです。でも、結果的には制度の話や紹介で終わっているので、する意味があるかどうかわかりませんが、一時的なアウトカムは女性議員の比率になります。その次のアウトカムは男女共同参画になります。具体的に言いますと、一人ひとりの選挙公約で、この内容を分析していきますと、その問題についてポジティブであるか、ネガティブであるかについてはわかります。

あるいは当選した国会議員、あまり日本のことを議論すると語弊がありますから、ほかの国の話をさせていただきますと、例えば韓国の国会議員で同じ女性の国会議員でも、比例代表の拘束で選ばれた人の言動と、小選挙区で選ばれた人の同じ女性国会議員の言動を国会における発言の議事録で見ると、そこには有意な差があります。

ですから、そういう形で客観的に整理をするということは可能です。しかし、そのような非常に高いレベルの議論ができるのは大変楽しいのですが、それ以前の問題として、そもそもここで挙げられているものでは、第一義的アウトカムである女性の国会議員の比率は、残念ながら現状では高くなっていませんということを申し上げているわけです。ですから、それを客観的な情報整理をするというときに、制度の羅列だと幾らでも本が出ています。それが具体的にどのような結果になっているかということを抜きに整理しているだけでよろしいのでしょうかということを問題提起しているわけです。それでよろしいということであれば、もう私はそれ以上は、ここでは発言することは控えたいと思います。

○渥美委員 あともう一つ、今、教えてくださったシステムによって結局、最終的なアウトカムだと私が考えている男女共同参画の実現というのは、因果関係がクリアーに出るとするのは面白いのですが、それは結構イデオロギーの話だから、それでシステムをどうすべきだと打ち出すのは、政治的に厳しいような気もするんです。要はそういうことにアンチな人たちが今の日本政治家にいて、そういう人たちを落とすにはとか、そもそも男女共同参画推進に積極的な女性あるいは男性をもっと増やすべきだと、そういう話になっ

てくると思うので、そこは結局性別から超えてしまう部分もあるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小林委員 まずイデオロギーの問題とは思っておりません。男女共同参画社会をつくるというのは、イデオロギーではなくて、これは正しい社会の方向だと思っております。

その次に申し上げたいのは、それをつくる人を選ぶ。例えば政治分野であれば、国会議員であります。あるいはそうでなければ公務員、官僚になるかもしれません。国会議員の場合はほかとは違いまして、国民が選ぶということになります。つまり何らかの試験をして選ぶわけではありません。そこは司法試験とも公認会計士の試験とも違います。国民が選ぶことです。

ですから、その国の国民が男女共同参画社会を望んでいるならば、そういう人を選ぶ選択肢が国民に与えられることで進んでいくと思いますし、逆に拘束式にしてしまえば、国民には選択肢は与えられないわけですから、結果的にはいかにも少し増えたかのように見えて、実態としては実は変わらないというのが、実は韓国の実例ではないでしょうかと思います。

○渥美委員 要するにこういう平板な羅列ではなくて、そういうところに評価を加味して、ちゃんと紹介した方がいいということをお話しなさったんですか。

○小林委員 そこまで行く高いレベルの議論ではなくて、そもそも数がこれでは増えませんよということを申し上げています。

○今野座長 小林さんが言われたのは2段階あって、小林さんの言葉で言うとアウトカムね。要するに女性の人数が増えたか増えないかという問題のステージと、その次のステージはそういうことが一種のアクティビティのクオリティを高めていくということとどういう関係があるのかという2段階の議論をされているので、多分後者まで行くとハードルが高いという感じがします。

そこまでハードルを上げると、我々は雇用分野にも影響がでる。女性を増やしたからといって、単なる数合わせではないかという議論が出てしまうので、そうするとほかの分野にもいろいろと影響を及ぼすので、小林さんが言われた第2段階の方はハードルが高いので、第1段階で女性の増えると、小林さんの言葉で言うとアウトカムというレベルで事態がよくするときに、今回はクオータ制を中心にこういういいやり方があるのではないかという事例を整理してもらったので、小林さんはこれ自身がマイナスで全く機能しないとは思っていらっしゃると思いますので、後は合わせ技で、これだけではうまくいきませんよということを主張されていると思います。

○小林委員 おっしゃるとおりです。フランスは18.9%、イギリスは22%、それが目標にされていらっしゃるのであれば、これでやれば達成できるかもしれません。しかし、目標は30%なのではないでしょうか。私はその目標は低過ぎると思って、50%であるべきだと思いますが、仮に30%であったとしても、何でほかの国はこの制度をやっていて、30%にならないのですか。韓国は何%ですか。とても低いです。そのギャップというのは、ど

ういうふうにお考えですか。

○今野座長　ですから、ここではクオータの事例が書いてありますけれども、合わせ技でやると有効に機能するであろう事例があれば、追加をしていくということでもいいのではないかと思いますけれども、どうですか。

○小林委員　私は結構ですが、ずっと4月以来、何回言っても結果的にいつも抜けるので。

○今野座長　小林さんが言われている選挙制度の問題が非常に重要だというのは、中間報告では一応触れている部分でした。

○武川審議官　お手元に中間報告がピンクのファイルにとじられていて、その中に7ページから政治分野というのが(1)とありまして、ア、イ、ウと続いていくのですけれども、アは今からやれることが書いてありまして、イのクオータ制等の検討に資する具体的な事例のページはこの秋中心にやりましょうと。ウの選挙制度そのものの問題と民主主義の成熟といいますか、女性の政治参加の話が出てきまして、これは根本的に政治制度の在り方も比例なのか小選挙区なのかといった、そういうのはかなり民主主義であるとか女性の意思の政治への反映であるとか、そういうことに重要な論点であるということを考慮しつつ、政治制度の在り方は検討してほしいということが書かれてあるわけです。

ですから、秋はこのイの部分をやりたいということが中間報告で出ておりますので、秋の検討を踏まえて最終報告をまとめるときに、ウの選挙制度そのものも合体した形で最終報告になりますので、そこにこの中間報告で書かれている政治制度の部分を加筆するといえますか、そういうことで対応できるのではないかと思います。

○川本委員　私の記憶では、ここもいろいろな御意見が出た中で中間とりまとめをまとめて、そのときに宿題として残った一つがこの政治分野におけるポジティブ・アクションだったと思います。クオータ制等という話で、各国の状況を整理し、わかりやすいものをピックアップして、まとめるという宿題が一つ。

もう一つが今日の資料2にある、公共契約における中身についてであり、この2つが宿題だということで、今日は資料が出てくるなと思って参加させていただいているわけで、根本的な議論はとりあえず中間報告にまとめるときにいろいろな御意見が出て、まさしく小林先生もいろいろな御意見をおっしゃったと思いますし、いろいろな御意見の中でまとめたという認識です。

以上でございます。

○今野座長　ですから、私が言いたいのは、この具体的な事例を提示するときに、今回はクオータ制を中心に整理をしていただいたのですけれども、それと合わせ技でやると、有効かもしれない事例があったら、それは入ってもいいのではないですかということを行っているんです。

○小林委員　今日の資料1は既に春で出てきているのです。これが出てきていないのだったら、今ここで出てくる意味はあるけれども、これは既にやっているのです。中間報告でアは冒頭のところで、イはクオータ、ウは選挙制度とあって、それを深めるのが秋である

と思うのですけれども、イはあるけれども、ウは今日は全部ないです。それはどうしてなのですかということをお尋ねしているわけです。

○小林推進課長 今、川本委員や座長の方からもお話がございましたように、事務局として考えてございましたのは、ア、イ、ウと書いてあるイのところで引き続きこのワーキング・グループで宿題としては、各国の事例等について更に検討を進めてわかりやすく提示することが、中間報告以後の宿題だという認識でございまして、私は当時おりませんでしたけれども、そういうふうに聞いてございましたし、読んでも更にこのワーキング・グループで深めると書いてあるところは、イの最後の○のところでございましたので、そういう認識の下で今回の資料1をつくらせていただいているところでございます。

○小林委員 資料1については、同じことを春に辻村委員も報告をしていますし、私も報告をしています。では、ウは別の機会に議論をするのでしょうか。

○今野座長 ウはしないです。ただし、そうおっしゃらないで、私が言ったように、ここでは、役に立つであろう具体的な国内外の事例を整理して提示するということですから、私が言った合わせ技でこういう事例が参考になるよと言ったら、それはクオータ制以外についても、あれば追加をするということでもいいと思いますけれども、どうですか。

○小林委員 もうすべて了解しました。

○今野座長 どうぞ。

○川本委員 先ほどから小林先生の方から、フランスで実際にどうなったのか、18.9%とお話がありましたね。これは今度また最終報告をまとめるときに、今日のこの資料が添付をされるという形になるのであれば、ここに最終的にそういう数字がどうなっているかも入れておけばよろしいのではないかと思います。結果的にこれは今、入っていませんね。ですから、それぞれ各国がこういうやり方をしていて、結果として女性比率が何%であるかという状況についても入れておかれたらよろしいのではないかという感じはします。

要するにまとめ方の問題で、ここを見たときにすぐにそこが見られないですね。だから、なるべく入れておいてあげた方がいい。これをやってこうなんだという事例の整理ですから、整理として使い勝手がいいものにしておいたらよろしいのかなと感じたところでございます。

○今野座長 川本さんの提案は、ポジティブ・アクションはこういうことです、整理をしていただきましたと。事例を見ると、これだけでは必ずしも小林さんが言うように、アウトカムが上手に改善されるわけではないので、そうすると実際にはそれプラスこんな方法が合わせ技だったら、全体的にはよくなるのかもしれないという合わせ技の事例を追加するという感じですか。

○川本委員 私が申し上げたのは、例えばルワンダのところは最終的に女性比率が56.3%だったと書いてあって、フランスのところではクオータ制の中身が書いてあった上で、最終的な話は書いていないですね。先ほど小林委員から御指摘のあった、その結果として、今フランスは18.9%ですよというお話があるなら、そういうものをちゃんと入れておけば

いいのではないですか。要するに事実としてわかりやすいものにしておけばいいのではないかと思ったということです。

私は追加すべきことを何も持っていないので、それは委員の方々あるいは事務局の方で、何かもしもそういう追加すべき事項があるのだったら、入れていただく案を示していただければと思っているところでございます。

以上です。

○今野座長 どうぞ。

○渥美委員 今の川本委員の御提案に重ねるのですけれども、要は示し方が男女共同参画白書でそもそも国会議員の女性割合はかなり詳細に出ていますね。だから、これをもっとわかりやすく整理して最初に提示すれば、多分いいんだろうと思います。横軸がそもそも絶対水準として30%以上なのか30%未満なのかという、高い低いみたいにしてしまって、縦軸がそもそも増加率の話ですね。韓国は絶対水準が低いとしても、10年で3倍くらい増えているとすれば、それはかなり増加率が高いというところで、素人なので異論はあるかもしれませんが、学ぶ余地はあるかもしれない。

その後に次の話で、そもそも女性議員の中で男女共同参画への理解とか本気度があると思いますが、そういう数字でまず絶対数の高い低いで、変化率が高い低いで4つに分けてグルーピングをしてしまって、30%以上はこの白書を見る限り3か国なので、この3か国はまずちゃんと見ました。それ以外は基本的に日本の目標にはまだ達していないにしても、増加率が著しいということは一つ参考になるかもしれないという整理ではいかがでしょうか。そういうのはだめでしょうか。

○小林委員 構いませんが、韓国が増えた原因は小選挙区の定数の比率を減らして、比例代表の比率を増やした。

○渥美委員 そういうことも書いておけばいいかと。要するにミスリードにならないように、単にクオータではないという部分をちゃんと書いておけばいいということだと思います。

○今野座長 ここの位置づけが個別の施策を踏まえた修飾語を付けると、有効であるかもしれない個別の工夫の事例をただ提示をするということなので、いろいろな政策が相互に関連して、最終的にアウトプットあるいはアウトカムにどういう影響を及ぼすのかというような観点の議論の整理の仕方を中間報告でやったので、体系的にやってしまうと大きくなってしまって中間報告に返ってしまうから、個別の施策としてこんなものが有効かもしれないというのが整理でできていればいいと私は思います。

ただ、先ほどから問題になっているのは、個別の政策の範囲をどこまでするか。クオータ制については、これでいいですね。そこから先はさっき言った合わせ技で、こんなのがありますよというのがあったら、それも合わせ技だから、どこまで行くかということが問題はあるけれども、それはまとめていただく人のセンスに依存せざるを得ない。そこまで個々の政策の範囲の拡大をして、事例を整理するということはあってもいいかなと。具体

的に何が入るかというのはよくわからないので、そこはまた政治関係の人たちで相談をしていただいて、対応していただくということになるかと思います。

○渥美委員 今のお話で、クオータ以外の部分ですが、白書を見る限り、例えばシンガポールでは 10 年で 6 倍近く増えているのは、大統領任命議員制度と書いてありますね。こういうのを小林委員はそもそも男性のトップが指名するということは、決して男女共同参画の推進には寄与しないかもしれないということをおっしゃっているので、こういうところを実際に専門家の方がどう評価するのか。要するに数は増えているけれども、中身はどうなんだというところをコメントいただくということにすれば、その合わせ技の部分も白書以上に、質的な評価をちゃんとここの会議でされたということで意義があると思います。そういうのはいかがでしょうか。

○小林委員 ですから、ここで具体的に何をどう改正しろという出口をつくることは目的ではないと思います。客観的に世界の事例で何がどうなっているのだということを整理する必要があります。ここで整理する以上、既に既存に幾らでも出ているような法律とか制度の紹介をしても、それは何かのままではないかということになりませんかということです。あえて言うならば、そういう制度とかそういうものの仕組みが具体的にどういうように効果になっているのか。まさに渥美委員のおっしゃるとおり、そういう形をもう少し加えていかないと、これだけでは整理の仕方としてはというところ。それが一義的な女性議員の比率だけではなくて、まずそれがあるとしても、その先まで少し見通すようなものがあつた方が。日本に政治学者は何千人もいますけれども、もし仮にこれを見たらどう思うか。シンガポールは本当に我々が理想としている国なのかどうか。理想としていらっしゃる人もいませんけれども、政治学者で理想だと思う方はそんなに多くはないと思います。社会に出したときに違和感を感じられるようなものはまずいのではないでしようかと申し上げているわけです。

○今野座長 逆に言うと、ここはポジティブ・アクションではなくて、クオータ制だけに絞ってしまうという方がリスクが小さいかもしれません。今おっしゃられたように、こういう政策体系が考えられて、そこが最終的なアウトプットやアウトカムにどういう関連があるのかというのは、前回の中間報告ではフレームワーク物を考えて、政治で言うと、予備段階はどうで、段階 1 はどうで、段階 2 はどうで、これはどういうことがあつて、それを支えるプラットフォームはどうで、それぞれが相互に関連し合いながら最終的にはアウトカムが上がったり、アウトプットが上がるという政策の全体像を描いている。

今、小林さんが言われたのは、それをもう一度やり直すことになるので、私もクオータ制以外に分野も入れたらどうかと言ったのですが、その入れ方によっては非常に問題が起きそうだったら、この際ここはクオータ制の事例に絞ってしまう。単に新しい観点とか新しい切り方を考えるというか、単にこういうことになっていますという、つまり本当の情報提供にとどめるということくらいにした方がいいかと、小林さんの意見を聞いていて、逆にそう思いました。

○小林委員 私はクォータ制だけに内容を絞るのは賛成はできません。女性国会議員の比率に絞るなら、あり得ると思います。

○今野座長 今のは意味不明ですが、どういう意味ですか。

○小林委員 女性の国会議員の比率が多いからといって、その先はどうかという議論は択一だとおっしゃるのであれば、一義的にはアウトカムを女性の国会議員比率に持つてくるというのは賛成です。しかし、それとクォータ制だけに絞るということは、イコールではないということを経つと申し上げているわけです。

○今野座長 それは私も理解しています。そうするとクォータ制を加えるといろいろなことが起きてしまうので。

○小林委員 女性の国会議員比率に絞るのであれば、クォータ制と選挙制度とPAC評価は人によって全く違うと思いますけれども、女性の問題だけではなくて、PAC制度自体、問題がありますから。

○今野座長 変な言い方ですけども、例えばシンガポールの例が出たときに、これがいいか悪いかはいろいろな意見があると思うということをおっしゃられたので、クォータ制を超えて参考になる施策を出そうとすると、いろいろと難しい点があるのであれば、クォータ制で止めておいた方がいいというのが私の意見です。

○小林委員 シンガポールに対する評価はクォータ制の問題でもなければ、女性の国会議員の比率とも問題ではありません。選ばれた議員がどう行動しているかということの問題です。

○今野座長 では、先ほどのところにもう一度戻って、資料1のクォータ制以外のものについて、合わせ技の重要な事例があったら、ここに入れていくということでもいいのですか。先ほど小林委員が言われた、そういう政策体系が本当はいろいろな因果関係を持ちながら、最終的にどういうふうに出プツに影響が出て、どういうアウトカムの影響を与えるかというような議論は勘弁してほしい。ここは単に一個のツールとして役立つようなツールがクォータ以外のものであったら、ここに入れていくということでどうですか。そのぐらいがいいかと思いますが、どうですか。

○小林委員 私は一委員ですから、この方針がそうであれば、それに従います。

○今野座長 でも、それ以外のものでどんないツールがあるかということについては、こちらに質問をされても実際には何のアイデアも出てこないもので、小林さんや辻村さんからアイデアをいただいて、入れられるものは入れられるということになると思います。

○小林委員 それについて、ずっと春から報告をしていたつもりです。

○今野座長 選挙制度についてはわかっていますけれども、ほかに何かあれば、具体的なツールとしてね。ここでは報告していないけれども、バックというのがあるという事例が出ていますけれども。

○小林委員 PACはソフトマネーですからいろいろな使い方がありますので、いい使い方だけではなくて、むしろ問題のある使い方の方がたくさんあると思います。選挙制度で

単に小選挙区か比例代表みたいな単純な話ではなくて、例えば定数を一つ取っても、都道府県議会の事例で御紹介しておりますが、定数を変えることで女性議員が入ってくる割合がこれぐらい変わるということで、そのためには公職選挙法の改正をする必要があります。それも全く荒唐無稽な改正を申し上げているのではなくて、現行法ではいまだに市郡の区域と書いてあるのです。第二次世界大戦後、郡政府は既にないにもかかわらず、その法改正が遅れているわけです。市郡を市町村にすればいいだけの話です。それだけでも実はかなり大きく変わります。市郡を市町村にするというのは、第二次世界大戦後で当たり前のわけです。郡というのは地域としての区域ではあっても、そこに行政府が置かれているわけではないわけです。そういうことも春に既に申し上げております。

○今野座長 その辺は中間報告でもある程度、御意見としては整理をしているので、今、小林さんが言われた方向がいいとすると、そういうことを考えるときに、それがいいねと思わせるような事例がないんです。

○小林委員 事例は全国のすべてを表にして、春にお出ししてあります。

○今野座長 計量分析の結果ですね。もう一つだけお聞きしたいのは、選挙制度以外に何かいい事例はありますか。

○小林委員 たくさんありますけれども、もう何を言っても多分一つしか入らないと思っていますので、選挙制度を議論していただければ、それで結構です。それから、算数とおっしゃいましたけれども、単純な表で見ていただきたいのです。例えば鹿児島県。要するに鹿児島県議会では鹿児島市が定数 17 です。それ以外のところは要するに平成の大合併で、問題なのは市町村が区域ではないので、市郡なので、ほとんどができないわけです。霧島市・始良郡区が 4 で、あとは多くが 1 になります。そうすると定数が 1 のところ、2～17 まで含めて、女性の地方議員の比率がどれくらいであるかということを一覧表で出しています。ですから、一つの事例としては、そういうものもあります。私が申し上げたのは、計量分析をしたところではなくて、すごく単純な表についての話です。

○今野座長 わかりました。御意見を聞いても、個々のこれについては余り問題がないですね。そういうことをどうするかということですので、それはまた事務局と相談をさせていただいて、やり方を考えましょう。

それでは、今日はもう一つありますので、資料 2 の説明をお願いします。

○中村専門職 それでは、引き続きまして、資料 2 の説明をいたします。資料 2 と書いている資料ですが、**「公共契約における男女共同参画の推進方策の検討について」**ということで、A4 と A3 のものを配付しております。

この資料の構成ですが、まず最初に国の主な契約方式はどういったものがあるかを整理して、その後、金額が大きいものということで、公共工事、公共工事以外（物品の購入等）という仕分けで整理しております。

それぞれ（１）、（２）としまして、競争参加資格設定における加点の検討ということで、まず入口の競争参加資格においてどうかという検討と、その次に公共工事の工事ごとの総

合評価落札方式における評価項目による加点の検討。公共工事以外につきましても、同様の観点で整理をしております。

最後に4としまして、公共契約における特別措置の検討ということで、特別法で整理しているものもありますので、そういった観点での検討かどうかというような構成で整理をしております。中身につきましては、A3の資料で説明をいたします。

1 ページ「1 国における主な契約方式」です。一般競争入札最低価格落札方式によることが原則になっております。下に表として契約方式ということで主なもので4つが挙げられます。一般競争入札の中には、原則が最低価格落札方式ですが、総合評価落札方式という方式もありまして、それは価格と価格以外の要素との総合評価で契約する方式になっております。国の場合につきましては、財務大臣協議の範囲内で行わなければならないというのが会計法で規定をされております。

下の※の1つ目ですけれども、国において適用対象事業は、①公共事業、②調査、広報、研究開発等が認められているところです。地方公共団体につきましても、根拠法は地方自治法になるのですが、国と同様に一般競争入札を原則としつつ、他の方式も認められているという形になっております。

「2 公共工事」です。

「(1) 競争参加資格設定における加点の検討」というところです。最初に公共工事の競争入札に参加する者が、公共工事の発注者による競争参加資格の審査を受けなければならないとされております。下に図を入れております。競争参加資格審査の流れということですが、公共工事の場合は最初に経営事項審査、客観的な事項における審査を国土交通省なり都道府県の許可行政庁の方で審査を行っております。公共工事の発注者の方は資格審査申請を行いまして、その際に経営事項審査で行った客観的な事項の点数と主観的な事項ということで発注者別の評価点数を加点しまして、総合点数を算出して、業者の ABCD 等の格づけを行って、競争参加資格の名簿に登載していくという流れになっております。

先ほど見ていただきました経営事項審査の説明が2ページです。

1つ目の○です。経営事項審査とは、建設業法に基づき、建設業者が必ず受けなければならない審査である。経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めるとされております。下の表、経営規模、経営状況、技術力、ほぼ審査をしております、その他ということでその他の審査項目で社会性等の項目も入っております。

社会性等の項目というのが右の審査項目に書いていますように、労働福祉の状況から ISO に関する登録の状況まで現在認められている項目はそこに書いています。男女共同参画という視点と関係している項目としましては、社会性等という項目になるかと思えます。ここにおける今後の検討方向（案）ということで下の四角のところに書かせていただいています。経営事項審査項目では、その他の審査項目の中で企業の社会性等を評価する仕組みがあるが、全体のウェイトバランスをまず考慮する必要がある。これは審査

している中央建設業審議会の方でもそういう議論がされているところです。

次の点ですけれども、本年度から評価項目として追加されております例えば ISO などで見ますと、過去に多くの都道府県で評価されている実績で経営事項審査項目に入っているというような経緯がありますことから、男女共同参画等の推進を図るための項目につきましては、まずは地方公共団体等において発注者別評価の中で取組みを進めていくことが必要ではないかという整理しております。

その発注者別評価の整理を 3 ページでしております。資格設定の方法ですけれども、一番左の箱の共通のところです。先ほど見ていただいた経営事項評価点数と発注者別評価点数を加点して、総合点数という形にしております。発注者別評価点数の方は②ですけれども、公共工事の発注機関ごとに定めるということになっております。

右の地方公共団体の状況ですけれども、先ほどの左の①、②、発注者別評価点数を含めて評価しているところの団体が 41.7% となっております。地方公共団体の状況ですけれども、3 つ目の○のところに書いていますように、国土交通省では地方公共団体向けにマニュアルを平成 20 年につくっております、そのマニュアルの中では社会性を評価する項目として、付随的なものであれば、雇用等公共の福祉に資する政策目的を実現するための評価項目を設定することが可能という一定の整理がされているところです。

発注者別評価点の区分は、下にポツで書いていますように、工事内容に関係のある項目と社会性を評価する項目という 2 つの大きな区分でされているところです。男女共同参画等の項目につきましては、社会性を評価する項目の中で整理をされています。

右側、国の状況です。発注者別評価点数を含めている機関は 4 機関となっております。国の場合は工事内容に関係のある項目を設定しております、社会性を評価する項目は入れておりません。会計法の考え方ですが、一番下のところに矢印で書いてある考え方です。国の契約においては、現行会計法の下で適正な契約の履行の確保に直接寄与しない社会性を評価する資格要件を設定することは困難というのが解釈になっております。

これを踏まえまして、今後の検討方向は右端です。内閣府から地方公共団体に対しまして、男女共同参画等の推進を図るための項目を設定するよう依頼をしてはどうか。平成 20 年に調査をしておりますが、内閣府で地方公共団体における取組状況事例を調査して、その成果を広く情報発信していく。内閣府でその調査をした上で、今後、国においてどのような取組みが可能かについて、検討を行うという一定の整理をしております。

下の留意点ですが、依頼する際は男女共同参画という項目はこういった例が考えられますという例示も併せて行う必要があるのではないかということにしております。

4 ページ、次の検討の項目としましては、工事ごとの総合評価落札方式の評価項目で加点できるかどうかというのを検討したものです。公共工事につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法という法律が平成 17 年にできておりまして、その中で価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約ということで法律の中にも規定されております、総合評価落札方式の採用を原則とするという規定

になっております。

その評価項目の考え方を一番左端の共通のところに入れております。価格以外の要素という以外には、工期、機能、安全性などでメリットのある技術的な項目を選定するという事にされております。

地方公共団体の状況ですが、従前は総合評価落札方式を認める規定がなかったのですが、平成 11 年に地方自治法施行令が改正されまして、所要の規定の整備がされているところ です。

国の状況ですが、会計法で先ほど説明させていただいたように、財務大臣と事前に協議を行うということになっておりまして、平成 12 年 3 月に旧大蔵大臣との間で包括協議が 整い、現在行われているところです。

右端の今後の検討方向ですが、先ほども御説明させていただきましたように、品質確保 法で公共工事の品質を確保するという観点で契約を行うとなっておりますので、一番下の 矢印に書いていますように、男女共同参画等の評価項目に関しましては、品質確保の観点 から合理的に説明できるかについて慎重な判断が必要ではないかという整理にしております。

5 ページは、参考としまして、公共工事における総合評価落札方式適用までの経緯を簡 単に御紹介させていただいております。

6 ページ「3 公共工事以外（物品の購入等）」の整理をしたものです。

まず始めに、競争参加資格設定における加点の検討です。共通のところは根拠条文を入 れております。根拠条文につきましては、公共工事の場合と同じものです。国では予算決 算及び会計令、地方公共団体では地方自治法施行令で資格を定めることができるとされて おります。

地方公共団体の状況ですが、平成 20 年の状況で言いますと、11 団体が男女共同参画の 評価方法を設定している状況になっております。

国の状況ですが、技術的なことから申し上げますと、平成 13 年度から物品の購入等に 係る資格設定は、全省庁統一資格ということになっておりまして、いずれかの省庁に申請 書を出せば、全省庁において有効な統一資格になるということになっております。下に平 成 13 年から適用になった全省庁統一資格の申し合わせ内容を書いておりますが、（2）審 査項目に上げていますように、年間平均生産高であるとか、自己資本額等の項目で審査を しているところです。

一番下の○は、先ほど公共工事のときに御紹介させていただきましたように、会計法に おける考え方をそこに記載しております。

一番右端の今後の検討方向ですけれども、公共工事と同様に、まずは内閣府から地方公 共団体に対しまして、設定の依頼を行うというのが 1 点。それから、内閣府でそういう取 組み状況を調査して、広く情報発信していくという方法です。国においては次の資料に整 理をしているのですが、総合評価落札方式の中で調査、広報、研究開発の評価項目の中で

整理しておりますが、その中で取組みを強化してはどうかという整理にしております。

7 ページ、物品購入等における総合評価落札方式の評価項目における検討です。ここでは現在、国で協議が整っております調査、広報、研究開発に絞って整理をしております。

2 つ目の○です。平成 18 年に財務省と協議が整っておりまして、現在は次の行の下線を入れているところです。調査、広報、研究開発事業の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を適用しているところです。

次の○ですけれども、下線を入れているところで、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関連する事業を行う場合においては、知見、専門性等の部分であるとか、調査内容に関する専門的知識、ノウハウの評価項目の中で設定可能となっております。

下には参考としまして、ガイドラインで決めている評価項目の一覧をそこに入れております。これは既に平成 18 年度から取組みが進められておりまして、昨年度の状況でいいますと、実績のところに書いていますように、現在、10 事業で適用されているところです。

今後の検討方向ですが、一番下に四角で入れていますように、国においては内閣府の方で、男女共同参画の評価項目を設定可能と思われる事業を調査しまして、個別に検討依頼を行うというのが 1 点。その下ですけれども、内閣府でフォローアップを図って、より一層強化をしていこうというような整理です。地方公共団体におきましても同様の取組みを行う場合は、評価項目設定を行うように依頼を行うという整理にしております。

8 ページ「4 公共契約における特別措置の検討」です。現在、特別措置されているものを整理しております。現在、措置されている法律ということで、中小企業につきましては、2 つ目の○に書いていますように、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律が昭和 41 年に施行されておりまして、その中で下線を入れています、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならないとされております。

一番下ですけれども、毎年、中小企業者に関する国等の契約の方針を閣議決定しておりまして、その中で官公需の総予算額に占める中小企業者向けの契約の目標であるとか、そういうことを方針として決めております。

2 つ目としまして、右側の環境の部分です。平成 12 年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、グリーン購入法と言われているものが施行されておりまして、これにつきましても予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならないという規定になっていまして、国で推進に関する基本方針を定めて、それに基づいて発注者の方で取組みを進めているところです。

9 ページ、先ほどのグリーン購入法によく似た法律で、いわゆる環境配慮契約法というものが議員立法で成立しています。その法律は下に書いていますように、温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に努めなければならないということで、これにつきましても基本方針というものを国で定めまして、契約の面から後押ししているところです。

右側の障害者ですけれども、これは現在まだ継続審査中のものです。国等による障害者

就労施設からの部品等の調達の推進等に関する法律案が議員立法で審査中です。これにつきましても優先的に障害者就労施設から物品等を調達するよう努めなければならないというような規定が置かれているところです。

今まで見てきました特別措置されているものの考察をしているのが 10 ページの資料です。現在、法制化されているものは、①、②に書いていますように、優先的に受注の機会を確保する対象としては明確に定義できる中小企業者であるとか、②としましては、客観的に数値基準も含めて定義できるものであると言えます。

次の○ですが、仮に、男女共同参画の推進方策を検討する場合は、法律に例えば、男女共同参画に積極的に取り組む企業から優先的に物品調達等を受けるよう努めなければならないというようなイメージではないか。

次の「一方」ですが、男女共同参画に積極的に取り組む企業とした場合に、その概念には広い幅・レベルがあり、社会的なコンセンサスと言われるような定義の設定が難しい状況ではありますが、引き続きコンセンサスに向けての議論を喚起していることが必要ではないかという整理にしております。

下は特別法におけるそれぞれの定義を抜粋したものを付けております。

11 ページ、ここは参考程度で、現行法の下で随意契約という方法もあります。その中で男女共同参画に積極的に取り組む企業との契約を追加する方法はどうかという整理をしたものです。

12 ページは、一番最後に参考としまして、アメリカにおける取組みを紹介させていただいております。アメリカでは、民主党のクリントン政権下の 2000 年に女性が所有する小規模事業の拡大令というものができまして、女性が所有する企業の割合を 5 %に引き上げるという目標を設定しているという状況。

次の○ですけれども、2010 年の民主党のオバマ政権の下で女性契約促進規則が制定された。

最後に、2011 年 2 月に女性優先調達プログラムというものが実施されまして、現在その取組みがされているということをそこに紹介させていただいております。

以上で資料 2 の説明を終わります。

○今野座長 それでは、御意見、御質問をお願いします。

もしこれで OK だぞという話になったら、これが最終報告にそのまま載るんですか。

○中村専門職 後半の宿題として検討するとなっていますので、こういうことで検討いたしましたということで参考資料を添付しまして、今後の検討方向（案）に書いている内容を最終報告の方に、こういった取組みを進めていくということで加筆修正をしてはどうかと考えております。

○今野座長 わかりました。これは碓井委員に見ていただいていますか。

○中村専門職 碓井委員と事前に調整させていただきまして、今後の検討方向等につきましても、御意見をいただいて整理をいたしました。

○今野座長 何かございましたら、どうぞ。

○加藤委員 1 ページの冒頭に目的が書いてあって、この目的を達成するために、この公共契約とはという設定なんだろうと思いますが、印象としてわかりにくいことと非常に狭いのかなと。では、どう肉づけしたらいいのかとアイデアがあるわけではないのですが、この政策的な課題を達成するために公共契約と書いてあるのですが、これはこういう表現ぶりでもいいのかということ。

それから、中村さんに説明していただいた3 ページの今後の検討方向の中に書いてあるのかなと思うのですが、私は法令順守とか CSR とか、そういうことをこの中でどういうふうに位置づけて言っていくのかなと関心を持っているのですが、それは社会性というところに含まれてくる話ですか。

○中村専門職 そうですね。2 ページの参考に中央建設業審議会資料から抜粋したものを書いておりますが、一番上の19 年の中央建設業審議会におきましても、企業の社会的な責任に対する関心が高まる中、建設業においても社会的責任を適切に果たしている事業を高く評価することが必要であるという観点で、経営事項審査のその他の審査項目、社会性等の部分につきましても、近年は状況を見て追加されているという状況になっておりますので、この発注者別評価点につきましても、こういった観点での取組みと理解しております。

○今野座長 よろしいですか。

○加藤委員 とても難しいなと思うんです。中小企業の話とか、環境の話とか、障害の話とか、最後に御紹介いただいたアメリカの事例はすっと入ってくるんですけども。

○中村専門職 今、委員の方から御指摘がありましたが、2 つの観点があると考えておりまして、1 つが3 ページに書いています、業者を格づけするための競争参加資格という観点と、もう一点、4 ページに書いています工事ごとの総合評価落札方式の中で項目をどう設定するのかという2 つを大きく整理しております。

3 ページは、地方公共団体のマニュアルの方にも書いていますように、発注者別に評価をする際、工事内容と社会性がありまして、社会性という中でも新分野進出とか建設産業政策に関係のある項目を中心にすべきであるが、付随的なものであればということで、社会性の中でも中心のものと付随的なものという整理があって、男女共同参画につきましても付随的なものに入るのかなという整理の中で、そういった取組みをしている企業についても、いろいろな観点でその企業を評価するという仕組みの中で、そういった考え方が整理されているのかなと理解しています。

○今野座長 ちょっと、ぼうっとしているということかな。

○加藤委員 これを提示された側が具体的に、公共契約で男女共同参画は何をやっているのかということがよくわかりますか。

○今野座長 要するにインデックスがはっきりしていないということですね。例えばいいか悪いかは別にして、女性比率 40%以上とか、こういうふうに明確にやっていればわかり

やすいという意味ですか。今のは例示ですけれども、男女共同参画に頑張れば、入札上は有利だぞと言われても、事業主は何をしたらいいかわからないと、おっしゃりたいのはそういうことですか。

○加藤委員 ここはみんなわかっている人たちで議論をするから、何となくわかってしまうけれども、世の中、男女共同参画は何か、ある意味それに否定的な方もたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方に対して、公共契約もそうだし、ポジティブ・アクションもそうだけれども、もう少しかみ砕いて、具体的に私たちは何を取り組んだらいいのかということを明示してあげる工夫がないと、非常に難しいなど。

○中村専門職 現在、取り組んでいるものは3ページの地方公共団体の状況の一番下に、平成20年に調べました状況を書かせていただいております。20年に調べた範囲内では、次世代育成支援対策推進法、次世代法という法律がありまして、そこの認定を受ければ、くるみんマークのような取得ができるというものですけれども、そういった一般事業主行動計画という雇用環境とか子育てとか、労働条件の整備などの取組みを行うための計画の策定とか届出をしている企業さんについて加点をするというふうに取り組んでいる自治体さんが多いと思いますので、そういったところも含めた形で項目を設定いただければ、イメージがしやすいのかなと考えております。

○今野座長 3ページの一番右側の留意点の例には、その例がずっと載っていますが、これを使うかどうかは別にして、こういう例があり得るということをもう少し前面に出して書けばわかりやすいでしょうか。

ほかにございますか。どうぞ。

○渥美委員 特に提案ではないですけれども、ずっと子育て支援とかワーク・ライフ・バランスの研究で自治体を回ってきていて、入札に今おっしゃった次世代法の行動計画を策定している企業で、自治体で入れていると建設上の管理がかなり入りますね。それは一方としてはいいんですけれども、自治体担当者たちが実際にその企業に連絡を取って、更にワーク・ライフ・バランスを推進しようというような策定委員会をしようとしても、全然理解していない。

それこそ行動計画の策定は例示されているから、あれのコピペでもかなりできてしまいます。それこそ社労士任せで、とりあえずそういうのをつくって出せば、どうも加点されてしまうというところで、実際に実物を見たんですけれども、マニュアルを見たら、こうすれば通るみたいなものを建設関連業界でつくってしまっただけという全然意味がない。

実効性をどうやって高めるかというところは、今すごく考えていて、一方としてはすごく評価できるのですが、更に今の時期に提案するのであれば、次世代法からもかなり経っているし、その中身の部分をもう少し実効性のあるようなものに次のステップでしていかないと、現実をわかっているからすごく矛盾というか、形式的なものに終わってしまっていると感じている人たちだから、もうちょっと次のステップのこともうちょっと整理を打

ち出せたらと思っています。

ただ、その中身が正社員割合とか、それこそ労働時間が関わってくると、ほかの所管の政策との整合性とか言ってくるのですけれども、そこはすごく気になります。すごく整理されているのも事実だと思いますし、方向性自体は正しいですけれども、加藤委員がおっしゃったことと感覚的に近いのですが、次のステップで自治体は何をやるかというのがあいまいかと思います。

○中村専門職 確かに実際にどういった項目を設定するのかと考えたときに、例えば法に基づいて計画をつくるとか、ある程度担保できるものでなければ、項目を設定するのはなかなか難しいのではないかと考えております。今後、こちらの方も詳細な情報を持っている状況ではありませんので、地方公共団体に対して依頼を設定するのと併せまして、地方公共団体の取組み状態とか事例とか、どういったことをやっているのかをもう少し詳しく調べて、その辺の情報も併せて発信することによって、そういった取組みを進めていくことが大事ではないかと考えております。

○今野座長 これは3ページの一番右側の2つ目の○が今おっしゃられたと思うけれども、事例を調査し、その成果を広くとあるけれども、実効性の上がっているような工夫があったら、そういうのも情報を発信するというふうに変えてもらえばいいですね。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、資料2については御承認というか、理解をいただいたということにさせていただきます。

今後の進め方ですけれども、先ほど資料1と資料2が最終報告に入っていきますので、今日の議論で問題になったのは、残っているのは資料1のクォータ制以外のものをどうするかと。ここに書いてあるクォータ制については、こういう情報提供があつていいということになりましたが、これ以外のものをどうやってもう一度新しい事例を入れるとしたら、どうしたらいいかということが残りましたので、ここは事務局と関連の委員の方たちで検討していただきますが、その様子によって、次回もう一回ワーキング・グループの設定がされています。その検討の状況を見て、次回にやるか、最終回で全部収めるかを決めさせていただきますか。

ですから、大丈夫そうだなと思ったら最終回で全部一括してやって、皆さんに集まっていいただいて、クォータ制以外のものについて、皆さんの意見をいただきたいということでしたら、次回にやるということで今後の進め方を決めさせていただけるでしょうか。それでよろしいでしょうか。

ですから、次回は予定よりフィックスをしていただいて、もしなかったら事務局から連絡をしていただくと。そういう形にさせていただければと思います。

○加藤委員 公共契約について、時間を区切って意見を出させていただくというのもお許しいただけますか。

○今野座長 たくさんあるということですね。

○加藤委員 昨日送っていただいたばかりでしたから。

○今野座長 では、そちらも含めて、修正部分が物すごく多かったら、それも含めて、次回どうするか考えさせていただきます。

そういう進め方にさせていただいて、今日はこれで終わりにしたいですが、事務局から何か追加することはありませんか。

○梶村課長補佐 今、座長がおっしゃったとおりで、御相談の上、次回は一応 11 月 18 日 15 時から本日の同じ会議室としているのですが、また改めて御相談の上、御連絡をさせていただきます。

以上です。

○今野座長 よろしいですか。

では、今日はこれで終わります。ありがとうございました。